

(注) 公表用のものは、個人識別性のある部分3カ所を「〇〇」で表示しています。

諮問第77号

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が〇〇地域振興局の「保険会社の支払査定金額が確認できる文書」（以下「本件行政文書」という。）について非公開としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、本件行政文書に関して実施機関が平成15年8月18日付け〇〇-2412で行った非公開決定について、その取消しを求めるといものである。

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、同人及びその代理人の意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

1 県との交渉経緯について

異議申立人は、県が管理する国道の〇〇に落下して怪我をした。

この事故に係る示談金について、県の担当者は異議申立人に対し、県が契約している保険で支払うと述べた。しかし、示談金の額は県の担当者から口頭で説明を受けただけで文書による提示がなかったし、また、その算出内訳の説明もなかった。

その後、県の代理人の弁護士から異議申立人に対して通知文書が送付され、示談金の提案があった。この通知文書には大まかな算出内訳が記載さ

れているが、異議申立人は、保険会社が県に提出した文書を見たいと思っている。

2 非公開理由について

県は示談の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、どのような支障があるのか明らかでない。示談に当たっては保険会社の査定金額を示して話し合いをするべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

1 本件行政文書の作成経緯等について

県は、道路の設置又は管理に関し賠償責任を問われた場合に備え、損害賠償責任保険に加入している。

また、事故処理事務の円滑化等に資するため、「道路の設置又は管理に関する損害賠償事務取扱い要綱」を定めている。この要綱においては、事故の原因、損害の内容、損害賠償予定額等の調査は原則として保険会社が行うこととし、地域振興局長がこれに協力することとしている。

本件行政文書は、損害賠償責任保険に関する一連の事務処理において、保険会社が県あてに調査結果を報告したものである。この報告には、示談金額の積算、示談提示額、示談方法等が記載されている。

2 非公開理由について

本件行政文書に記載されている情報は、県が損害賠償額等について事故の相手方と示談交渉をするためのものである。

示談交渉は、誠意をもって相手方との話し合いを重ね、相互の主張を徐々に調整しながら信頼関係を築き、早期に円満解決を図るために行うものである。

保険会社は、相手方の医療費や慰謝料等について、医療機関の調査、類似の保険給付制度の給付状況及び過去の給付事例を参考にしながら、慎重に多角的に検討して損害賠償予定額等を積算し、その結果を県に報告している。

本件の事故については、保険会社の調査報告に基づき損害賠償責任が道路管理者である県にあると考え、相手方と示談交渉を進めてきたところ、県の示談提示額と相手方の請求額との差が大きかったため、現在県は、弁護士に示談交渉を委任している。

本件行政文書には、相手方に対して県が損害賠償責任を果たすために必要不可欠な情報である示談金額の積算及び示談提示額に加え、示談方法つまり個別具体的な示談交渉の進め方等の内部的な方針が記載されている。

この情報が公開されると、正規の交渉の場を経ないで相手方に示談に関する情報が伝わり、示談交渉に当たり県の交渉手法が知られてしまい、示談交渉そのものが成り立たなくなってしまう。また、弁護士に委任した示談交渉の進展に影響を及ぼすおそれがあるばかりでなく、今後の同種事務の示談交渉においても合理的運用ができなくなることから、示談の早期円満解決が望めず示談成立が困難又は不可能になるおそれがある。

以上のようなことから、本件行政文書を公開することは、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）6条1項4号の「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものと判断し非公開としたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成15年12月2日 諮問の受付
- (2) 平成16年2月9日 実施機関から非公開理由説明書を收受
- (3) 同年7月22日 審議
- (4) 同年8月24日 異議申立人から意見を聴取
実施機関から非公開理由を聴取
- (5) 同年9月13日 審議
- (6) 同年10月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書について

本件行政文書は、保険会社が県の担当者あてに送付したものであり、示談金の試算額及びその算出根拠並びに示談交渉の進め方等が記載されている。

2 条例6条1項4号該当性について

本号は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって公開することにより当該事務又は事業の性質上その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、非公開情報としている。

そして、その例示の一つとして、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報を掲げている。

そこで、以下、この要件に該当するか否かを検討する。

(1) 「交渉に係る事務」について

本件行政文書は、県が事故の被害者と示談交渉を行うために作成されたものであるから、「交渉に係る事務」に関して作成された行政文書に当たると認められる。

(2) 「県の当事者としての地位を不当に害するおそれ」について

当審査会が本件行政文書を見分したところ、同文書には、示談金の試算額及びその算出根拠並びに示談交渉の進め方等が記載されている。そして、これらの情報は個別具体的な示談交渉に関する県の対処方針そのものであり、交渉の一方当事者である県にはこれを公開されない正当な利益があるものと考えられる。

したがって、本件行政文書を公開することにより、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件行政文書は、本号の非公開情報に該当するものであり、本件非公開決定は妥当であると認めた。

第6 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	平 川 信 夫	弁護士
会長代理	小 賀 野 晶 一	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	佐 藤 了 子	聖霊女子短期大学講師
	柴 田 一 宏	弁護士
	本 田 雅 子	秋田経済法科大学経済学部助教授